建設委員会資料

令和４年２月２２日

防災まちづくり部土木管理課

占用料の減額措置について

# 新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための占用料の減額（据え置き）措置について

#### 目的

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた区内中小企業等への経済的支援策を目的とする。なお、今回改定する道路・法定外・公園占用料を対象とする。

#### 概要

新型コロナウイルス感染症による影響を受けた区内に本店もしくは主たる事業所の所在地を有する中小企業者または、区内に住所を有する者を対象とし、申請により占用料の減額（据え置き）を実施。具体的には、令和4年度に限り、令和4年4月1日付け改定予定の占用料単価を適用せず、平成31年度の現行単価を適用する。

#### 減額（据え置き）想定額

想定の対象者が、全員申請を行った場合の減額（据え置き）の想定合計額は以下の表のとおり（令和2年度の実績を基に算出）。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 件　数 | 現行占用料  合計額(Ａ) | 改定後占用料  合計額(Ｂ) | 差額＝据置合計額(Ｂ－Ａ) |
| 道路 | 220件 | 20,237,284 | 23,531,863 | 3,294,579 |
| 法定外公共物 | 30件 | 3,456,000 | 4,126,464 | 670,464 |
| 公園 | 15件 | 1,107,937 | 1,286,950 | 179,013 |
| 計 | 265件 | 24,801,221 | 28,945,277 | 4,144,056 |